

## 第3章 施策の展開 一事業計画一

### I 障害のある方と家族への切れ目のない支援

#### A 生涯にわたる支援

##### (A-1) 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援、サービス等へつなげます。

#### 前計画期間の振り返り

- 平成30年度から基幹相談支援センター（障害福祉課）に医療的ケアコーディネーター（看護職）及び相談支援コーディネーター（相談支援専門員）を配置し、医療的ケアの必要な方や市内の相談支援事業所で相談支援を担っていくことが難しいケースの対応に取り組んでいます。
- こころの健康支援センターの相談事業では、30代以下の相談者が全体の半数程度と増加傾向にあります。10代の相談者数も増加しており、子ども・若者支援を行う関係機関と連携しながら対応しています。
- 平成31年4月から「地域生活支援拠点」の「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として連絡会を設置、開催し、機能の充実へ向けた課題抽出を行い、障害者地域自立支援協議会に報告しています。
- 精神障害者家族等シェルター事業運営費補助について、補助対象団体と協議のうえ、令和3年度よりアパート借上による運営から、民間宿泊施設等を活用した助成方式に変更しました。
- 地域福祉コーディネーター事業として、令和2年度当初から市内8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置しました。地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めるため、地域福祉コーディネーターを中心に、地域力強化事業と多機関協働による包括的相談支援体制の構築を進めました。（福祉総務課）
- 複合的な生活課題を抱える世帯に適切に対応していくため、高齢、障害、健康、児童、教育など各分野の庁内所管部署、社会福祉協議会や保健所等の関係機関で構成される「相談支援包括化推進会議」を平成30年10月より設置し、各相談支援機関の業務内容の理解や具体的な連携方法等について検討を進めています。（福祉総務課）

● 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は、平成30年3月に、会の設置目的として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進」を追加し、令和4年度からは抽出した地域課題をもとに3つのグループを作り、協議しています。

● 毎年度、市内福祉事業所で働く職員の専門性向上と職員同士のネットワーク形成を目指し「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催しています。令和2年度、令和3年度においては、コロナ禍の影響によりオンデマンド配信による開催に変更し、実践からの学びあいの機会を確保するとともに、参加者数の維持を図りました。

## 今後の課題

### ◆ 障害特性に応じた専門相談の充実

一人ひとりの特性やニーズに応じた、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援の実現のため、その基礎となる基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が今後も必要です。

発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方などの相談件数も増えており、様々な障害特性に対応できる相談員の人材・体制の質的、量的な充実が今後も必要です。

### ◆ 包括的・重層的な相談支援体制の整備

障害、高齢、子どもなど分野別の相談支援体制のみでは、複雑化、複合化する当事者や家族の抱える課題や狭間のニーズへの対応は困難です。分野を超えた連携体制、情報交換などの取組を進め、包括的な支援体制を構築していくとともに、相談窓口を市民に対しても、支援者同士でもわかりやすく周知していくことが必要です。

### ◆ 家族・家庭への支援

「8050問題」、「ヤングケアラー」、「きょうだい」などの言葉を始め、障害のある当事者の家族、家庭も大きな負担を抱えており、さらにコロナ禍により介護者、家族の孤立化、休息（レスパイト）機会の減少も懸念されています。

障害のある当事者だけでなく、その家族一人ひとりもそれぞれが望む生活を送れるよう、家族、家庭にも目を向けて支援を展開していくことが必要です。

福祉につながっていない人にも支援が届く体制、相談しやすい窓口づくりが求められています。

### <障害特性に応じた専門相談の充実>

- 基幹相談支援センター（障害福祉課）、市内3か所の相談支援事業所、こころの健康支援センター、子ども発達センターを中心とした相談支援体制を維持，継続しながら，一人ひとりの多様なニーズや障害特性に対応できるように，発達障害，高次脳機能障害，重症心身障害，医療的ケアが必要な方などの専門相談の充実を含め各相談機関のスキルアップを図ります。
- 相談窓口の市民全体への更なる周知に努め，どこにどのように相談したらよいか分かりやすい，ひらけた相談窓口を目指します。まだ相談窓口につながっていない人にも支援を届けることができる，市民が利用しやすい環境づくりを進めます。
- 「サービス等利用計画」を作成する相談支援専門員の量的充実を図るとともに，市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」により，相談支援の質の向上に努めます。

### <包括的・重層的な相談支援体制の整備>

- 重層的支援体制整備事業において，高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

### <家族・家庭，生活全体を支える支援>

- 障害のある本人だけでなく，きょうだい児・者や介護者（高齢の親，ヤングケアラー等）への支援を含め，家族・家庭全体が抱えるニーズを的確に把握し，受け止め，関係機関と連携しながら支える体制づくりを進めます。
- 障害のある人も，結婚・出産・子育て・親の介護などのライフステージや，友人・交友関係などの生活全体において，一人ひとりが生涯にわたって充実した日常生活，社会生活を送ることができるよう支援の展開を図ります。